



(写真提供：菅野健二氏)

いちのせき

法人ニュース

第53号

主な内容

年頭のごあいさつ	2
平成30年度税制改正への法人会提言	3~4
税のひろば	6~7
法人会だより	8~11
まちのひろば	12

公益社団法人一関地区法人会
 〒021-0867 一関市駅前1番地
 TEL 0191-23-4243
 FAX 0191-23-4330
<http://www.ichinoseki-hoj.jp/>
 発行人/及川弘人
 印刷所/トーバン印刷株

年頭のごあいさつ



公益社団法人一関地区法人会

会長 及川弘人

平成三十年戌年の新春を迎え、会員の皆様にはおかれましては、穏やかな新年を過ごされたことと思います。昨年は税務セミナー、各種講演会、租税教室、社会貢献活動と多岐にわたり、それぞれの支部、青年部会、女性部会と積極的な活動を行っていただいたことに感謝を申し上げます。

法人会では毎年のように会員増強を事業計画の目標に掲げ取り組んでいるところでありますが、一関地区も他の市町村と同様に、創業者よりも廃業会員が多く、会員数が減少しております。廃業に至る要因は様々ですが、昨年よりセミナー等を通じて一関商工会議所と連携し、事業継続を働きかけ、事業承継支援を行っております。後継者の育成、第三者M&A、相続税支援等、事業承継には様々な課題の解決が必要となります。さらに、後継者が将来に希望が持てるこの地域の経済環境づくりに、外部専門機関や行政組織とも連携し取り組み、法人会は専門の税務面から税理士会等と連携し、支援態勢を強化してまいります。

一関地区法人会は、中小企業の活性化に資する税制の確立、事業税制の拡充などを平成三十年度の税制改正の重点課題として位置づけ、各省市、国会議員、国と県と市町の行政機関に提言してまいります。

課税の三原則は、税金という社会維持の

ために強制的に徴収されるものであるからこそ、原則に従い、誰もが納得できる形で構成されなければならないという考えのもとに、「公平」「中立」「簡素」の三つの原則により構成されております。「公平」の原則とは、様々な状況にある人が、それぞれの負担能力に応じて分かち合うこと。「中立」の原則とは、税制ができるだけ個人や企業の経済活動における選択を歪めることがないようにすること。「簡素」の原則とは、税制の仕組みをできるだけ簡素なものとして、納税者が理解しやすいものとするということです。現在行われている税制改正はこの三原則に則ったものでしょうか？

現在、出国税、森林環境税の創設や、昨年六月に酒税法が改正されたことに伴い、嗜好品の加熱式たばこの税率引き上げも論議されております。愛飲家、愛煙家にとっては課税の三原則の「公平」と「中立」に違反しているのではないかと言いたくなる気持ちもわかります。

一関地区法人会は、今年も、この地域の税のオピニオンリーダーとして税活動を通じて、企業の発展を支援してまいります。会員の皆様にとりて、新税制の負担が少しでも軽減され、その分経済活動に消費される一年になることを祈念し、年頭の挨拶といたします。

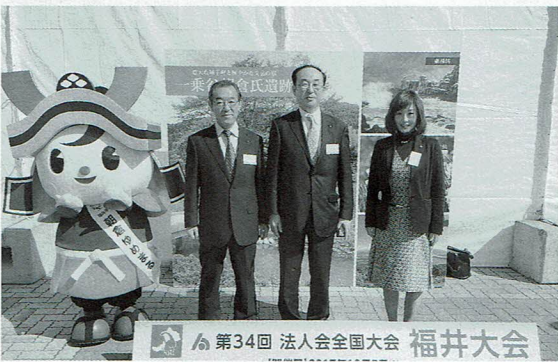
第34回 法人会全国大会「長崎大会」開催 平成30年度 税制改正に関する要望書提出

平成二十九年十月五日(木)、福井県福井市の福井県産業会館において、第三十四回法人会全国大会長崎大会が開催され、全国から約一八〇〇名の会員が参加しました。当会からも及川会長、阿部専務理事、富川事務局長が参加しました。

第一部は毎日新聞専門編集委員の与良正男氏により、「今後の政治と経済の行方」と題して記念講演会が行われました。続く第二部の式典では、各表彰状の贈呈、「平成三十年度税

制改正に関する提言」の報告、青年部会による租税教育活動の報告などが行われました。この税制改正に望む提言を全国八十二万社の総意として地元法人会に持ち帰り、各自治体首長に要望書を提出します。

当会では十二月二十六日、及川会長、阿部専務理事が一関市役所に勝部修市長、槻山隆市議会議長を訪ね、提言書を提出して、主要要望とその趣旨説明を行い、提言の実現を要望しました。



及川会長、阿部専務理事
勝部修市長へ提言書を提出

平成30年度 税制改正への法人会提言

法人会は来年度の税制改正に向けた提言をまとめました。
会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどをもとに取りまとめられたもので、政府や関係省庁に実現を求めて要望運動を行っています。
提言(要約)は次のとおり。

I. 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

○真の財政健全化を達成するためにはプライマリーバランス黒字化に向け規律ある具体的な道筋を明確に示し、着実に実行することが重要である。

- (1) 消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。国民の将来不安を解消するために、「社会保障と税の一体改革」の原点に立ち返って、一〇一九年十月の税率引き上げが確実に実施できるような、経済環境の整備を進めていくことが重要である。
- (2) 「骨太の方針二〇二五」では、歳出面で二〇二六年度から十八年度までの三年間で政策経費の増加額を一、六兆円(社会保障費一、五兆円、その他〇、一兆円)程度に抑制する目安を示した。この二年間においては目安を達成していることから、最終年度においても政策経費の抑制は確実に行うべきである。
- (3) 財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入

では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に実行するよう求める。

- (4) 消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保するべきである。
- (5) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害するうえ財政の悪化要因にもなる。政府・日銀には市場の動向を踏まえた細心の運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○社会保障分野では団塊の世代すべてが後期高齢者となる「二〇二五年問題」がクローズアップされてきた。医療と介護の給付急増が見込まれるため、これを「重点化・効率化」によつて可能な限り抑制し、かつ適正な「負担」を確保していかなければ、社会保障制度が立ち行かなくなる。

- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2) 医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)体系を見直すとともに、薬価の実態を反映させるよう、二年に二度としてきた薬価の改定を毎年実施する。さらに、政府目標であるジェネリックの普及率80%以上も早期に達成する。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。
- (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるように、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
- (6) 企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

○行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず

- (1) 隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。
- (2) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (3) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (4) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (5) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

○消費税率10%への引き上げと同時に低所得者対策として軽減税率が導入されることになっているが、10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて表明しておきたい。これまで指摘してきたように、軽減税率は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から極めて問題が多いからである。

- (1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるような、さらに実効性の高い対策をとるべきである。
- (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

○OECD加盟国の法人実効税率平均は約25%、アジア主要十カ国の

平均は約22%となっており、我が国の税率水準は依然として高い。今般の税率引き下げの効果を確認しつつ、国際競争力強化などの観点からさらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

(1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化する。また、昭和五十六年以来、八〇〇万円以下に据え置かれていた軽減税率の適用所得金額を、少なくとも一六〇〇万円程度に引き上げる。

(2) 租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものと適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の適用期限が平成三十年三月末までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。

② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計三〇〇万円)を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の

確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。先般、納税猶予制度の改正で要件緩和や手続きの簡素化などがなされたが、さらに抜本的な見直しが必要である。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設。事業に資する相続については、事業従事者を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

上述の本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実を図ることを求める。

① 株式総数上限(三分の二)の撤廃と相続税の納税猶予割合(80%)を100%に引き上げる。

② 死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、五年経過時点で免除する制度に改める。

③ 対象会社規模を拡大する。

Ⅲ. 地方のあり方

○地方の活性化には、国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化が基本政策といえよう。その際に不可欠な理念として掲げねばならないのは、地方の自立と自助の精神である。深

化段階に入った地方創生戦略を推進するうえでも同じことがいえる。

○「ふるさと納税制度」にみられる特産品の返礼品競争については、あまりに安易な手法であり本格的な地方活性化戦略につながるとは考えにくい。また、住民税は本来、居住自治体の会費であることから、この制度自体が地方税の原則にそぐわないとの指摘がある。例えば納税先を納税者の出身自治体に限定するなど「ふるさと納税」本来の趣旨に沿った見直しが必要であろう。

○地方交付税制度は国が地方の不足財源を保障する機能を有していることから地方の財政規律を歪めているとの指摘が多く、その改革が求められてきた。地方は必要な安定財源の確保や行政改革について、自らの責任で企画・立案し実行していくことが重要である。

(1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。

(2) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。基礎自治体(人口三十万人程度)の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

(3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。

(4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイルズ指数(全国平均ベース)が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

(5) 地方議会は、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立つて行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

Ⅳ. 震災復興

○東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間(平成二十八年度〜三十二年度)」も二年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

○昨年四月に起こった熊本地震についても、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復興・復興の実現等に向けて早急に取り組まねばならない。

年頭のご挨拶



一関税務署長

吉田 真澄

新年明けましておめでとうござ
います。

公益社団法人一関地区法人会
及川会長様はじめ役員、会員の皆
様には、お健やかに新年をお迎え
のことと心からお喜び申し上げます。

皆様には、日ごろからe-Tax
の普及拡大、社会貢献事業、税に
関する研修会、セミナーの開催の
ほか、税知識の普及や納税意識の
高揚のため様々な活動を行って
いただいております。

また、租税教育につきましても、
租税教室への講師派遣や税の絵は
がきコンクールの開催など、積極
的に取り組んでいただいております
とともに、心から敬意を表しまし
す。

さて、税務を取り巻く環境は、
経済活動の国際化・高度情報化の
進展等により大きく変化する中、
私どもは、国税庁の使命である「納
税者の自発的な納税義務の履行を
適正かつ円滑に実現する」ことを

目指し、ICT等を活用した業務
改革を促進し事務の効率化・高度
化を図るとともに、マイナンバー
制度の定着やe-Taxの一層の
普及拡大に向けて取り組むことと
しております。

このような主旨から、まもなく
始まる平成二十九年分確定申告に
おきましても、引き続き、国税庁
HP確定申告書等作成コーナーを
利用した「自宅等からのICT申
告」を推進するほか、申告書作成
会場の開設期間の適正化、適切な
申告指導体制の構築・運営による
事務の効率化等を実現し、確定申
告全体のスリム化を図ることとし
ております。

公益社団法人一関地区法人会に
おかれましては、今後とも良き
パートナーとして、税務行政への
変わらぬご支援を賜りますようお
願い申し上げますとともに、本年
が皆様にとって良き年にもなり
ますよう心からお祈り申し上げます。
年頭のご挨拶といたします。

一関税務署からのお知らせ

確定申告情報

確定申告書作成会場を開設します！

◇期 間…2月16日(金)～3月15日(木) (土曜、日曜を除く)

※設置期間前は、申告書作成会場を設けておりませんので、ご注意ください。

◇受付時間…9時～16時

◇場 所…岩手日報社一関ビル3階大ホール(旧一関税務署向かい)

※駐車場の台数に限りがありますので、公共交通機関等のご利用をお願いします。

◇問い合わせ先…一関税務署 TEL 0191-23-4205

*確定申告に関するご質問等は「確定申告電話相談センター」(音声案内で0番を選択)でお答えします。
確定申告電話相談センターには、東北税理士会の会員税理士にも従事いただいております。

医療費控除の適用を受けられる方へ

医療費控除の領収書の添付が不要になります！

平成30年1月1日から、平成29年分以降の確定申告において、医療費控除又はセルフメディケーション
税制(医療費控除の特例)の適用を受ける場合には、医療費の領収証添付(提示)に代えて「医療費の明細書」
又は「医薬品購入費の明細書」を確定申告書に添付することとなりました。

※経過措置として、平成29年分から平成31年分までの確定申告については、選択により、これまでの領
収書の添付(提示)による適用も可能です。

領収書の添付(提示)は不要となりますが、領収書については、所得税の申告期限から「5年間」保存し
ておく必要があります(税務署から提示又は提出を求められる場合があります。)

エルタックス
eLTAXの利用促進について

**法人県民税・法人事業税・地方法人特別税の電子申告、
電子申請・届出のほか、電子納税がご利用いただけます。**

●利用できる手続き

法人県民税・法人事業税・地方法人特別税の申告、申請・届出、納税の各手続

●利用できる方

岩手県に申告を行う納税者(税理士等代理人を含む。)

●申告までの手続

1. インターネットによる利用届出(電子証明書添付)
2. 利用者ID、暗証番号の受領
3. 利用者ソフトウェア(PCdesk)のダウンロード、インストール
4. 電子申告(電子証明書添付)

●電子納税

eLTAX(エルタックス)を利用して電子申告を行った法人県民税・法人事業税・地方法人特別税について、インターネットバンキング、モバイルバンキングやATMから「Pay-easy(ペイジー)」を利用して納税することができます。

●eLTAXの特徴

1. 申告書、申請書・届出書を持参、郵送することなく、自宅や事務所からインターネットで申告、申請・届出が可能
2. 複数の都道府県への申告、申請・届出が1回の操作で可能
3. 自動入力や自動計算など、申告書作成支援機能を搭載
4. 市販の税務・会計ソフトに対応

●県へのお問い合わせ

県南広域振興局県税部一関県税センター TEL 0191-26-1420

**平成30年度分
市・県民税申告相談が始まります**

平成29年度の課税状況を基に、申告が必要だと思われる人には1月下旬に申告書を郵送します。必要書類を準備して3月15日(木)までに郵送または申告会場で申告してください。

また、市県民税申告が必要な人は申告書が郵送されない場合でも申告してください。

○申告受付開始日

- ◇一関・花泉・大東地域 2月7日(水)～ ◇千厩・東山地域 2月13日(火)～
◇室根・川崎・藤沢地域 2月14日(水)～ ※お住まいの地域ごとに会場・指定日が異なります。

○市県民税申告が必要となる人

- ・年末調整済の給与の他に所得がある人
- ・医療費控除、寄付金控除などを受ける人
- ・公的年金収入400万円以下でも他に所得がある人、または各種控除を追加する人など

○簡単便利な郵送申告

市県民税申告は郵送でも受け付けます。3月15日(木)までに必要書類を添付して郵送してください。マイナンバーと身元が確認できる書類のコピーを添付してください。

申告内容を確認する場合がありますので、必ず電話番号を記入してください。また、添付書類や申告書の控えの返送を希望する人は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

○待ち時間短縮のために事前準備に協力をお願いします

営業等所得、農業所得、不動産所得がある人は収支内訳書を、医療費控除を受ける人は医療費控除の明細書若しくはセルフメディケーション税制の明細書を作成して申告相談にお越しくください。

申告要件や会場日程、必要書類など詳しくは、広報いちのせき「I-Style」1月1日号、または一関市ホームページをご覧ください。

一関市ホームページ>生活・環境>税金 <http://www.city.ichinoseki.iwate.jp>

問い合わせ先：一関市役所 本庁税務課市民係 TEL 0191-21-2111 内線8244～8247

法人会だより

税務対策セミナー

平成二十九年四月二十六日(水)、一関文化センターにおいて、個人情報保護法改正に伴い、改正の概要や注意すべきポイントをテーマに、オープンセミナーを開催しました。

講師には中小企業診断士の新木啓弘氏「個人情報」とは何か、個人情報取扱の際に守るべきルール等について、わかりやすく解説していただきました。

中小企業会計啓発普及セミナー

平成二十九年七月十九日(水)、一関市ユードームにおいて、独立行政法人中小企業基盤整備機構との共催事業「中小企業会計啓発・普及セミナー」を開催しました。

中小企業の経営分析力、資金調達力、受注拡大力を強化するため、中小企業庁が作成、公表している「中小企業の会計」の普及を図るセミナーです。

講師の税理士 鎌田裕次郎氏に「企業の経営力強化を目指す会計をテーマに、「中小会計要領」(中小機構作成)活用のポイント財務会計の基本、税制改正のポイントなどを解説していただきました。

第5回一関地区法人会長杯ソフトボール大会

平成二十九年十一月十一日(土)～十二日(日)、川崎町川崎運動広場において、第五回目となる一関地区法人会長杯東北中学校新人ソフトボール大会を開催しました。

今年の優勝校は一関市花泉中学校でした。

『税を考える週間』特別ラジオ番組放送

平成二十九年十一月一日(水)～十七日(金)までの平日の十二日間、FMあすもにて特別番組を放送しました。

税を考える週間の広報のほか、各地域から会員の皆様にご出演いただき、地域のこと、ご自身の企業についてお話しいただきました。



新会員紹介(平成29年1月～12月)どうぞよろしく!

(敬称略)

法人名	代表者名	住所	業種
(株)熊谷舗装	熊谷 欽也	千厩町千厩	道路舗装業
エクナ(株)一関支店	千葉 克則	一関市石畑	OA機器販売
どぶロック	千葉志津子	平泉等平泉	濁酒製造販売
(有)黄海自動車工業	門崎 荘一	藤沢町黄海	一般自動車整備
(有)ヤマフジ	槻山 早男	一関市散田	製造業、リフォーム、社会福祉事業
(株)和泉屋	和泉 純一	川崎町薄衣	石油製品・化成品等、卸・販売
(株)Myケア	舞石 太	花泉町花泉	介護保険サービス業
(株)KSTransポート	佐藤 幸和	千厩町磐清水	運送業
(株)ホットウェブ	菅原 利和	千厩町千厩	IT関連サービス業

各支部活動

◆一関支部

総会記念講演

平成二十九年四月十七日(月)
一関税務署長講話

第二十六回会員親睦旅行

平成二十九年十一月六日(月)
松島町・塩釜市方面

オープンセミナー

平成二十九年十二月四日(月)
講師：中間管理職お悩み解決奉行
神尾弘和氏



◆花泉支部

会員親睦ゴルフコンペ

平成二十九年十月十三日(金)

◆大東支部

会員親睦ゴルフコンペ

平成二十九年五月十六日(火)

四団体合同視察研修

平成二十九年十二月八日(水)～九日(木)
宮城県・福島県方面



◆千厩支部

総会記念講演

平成二十九年五月十八日(木)
講師：熊本大学名誉教授 徳野貞夫氏

三団体合同研修視察

平成二十九年十一月十七日(金)～十八日(土)
宮城県アイリスオーヤマ(株)・山形県方面



◆東山支部

唐梅館絵巻

平成二十九年十月八日(日)

唐梅館総合公園

第四十回一関市・東山地域商工業者懇談会

平成二十九年十一月二十八日(火)

◆室根支部

合同視察研修

平成二十九年十月十五日(日)～十六日(月)
青森市・八戸市方面

会員研修会

平成二十九年十二月七日(木)
講師：一関市役所
千葉精一氏・千葉克之氏



◆川崎支部

敬老会へ長寿者番付表贈呈

平成二十九年
九月十六日(土)・
二十日(水)

川崎体育セン
ター・特別養
護老人ホーム
寿松苑



◆藤沢支部

経営講習会・会員親睦ゴルフコンペ

平成二十九年五月十七日(水)

講師：岩手銀行藤沢支店長 澤野隆雄氏

視察研修会

平成二十九年七月十九日(木)

県南技術研究センター・東邦テクノス

税務講習会

平成二十九年十一月二十七日(月)
講師：税理士 鈴木和博氏



◆平泉支部

経済講演会・平泉町企業懇談会

平成二十九年十一月二十七日(月)

講師：(株)スマートメディア 板橋知春氏



青年部会

○第二十二回研修の集い・二戸大会

平成二十九年十月十三日(金)
会場：二戸パークホテル
参加者：一三五名(当会より九名)

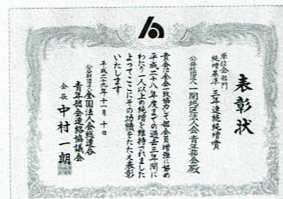
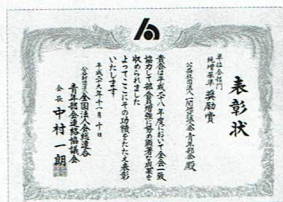


○第三十二回法人会全国青年の集い高知大会

平成二十九年十一月十日(金)
会場：高知県民文化ホール他
参加者：二四一四名(当会より六名)



部会員増強表彰について当青年部会が「純増基準奨励賞」と、昨年度に引き続き「三年連続純増賞」を受賞しました。



○労務リスク対策セミナー

平成二十九年十月十六日(月)
講師：(株)TMC経営支援センター 小沼友宏氏

○社会貢献活動

平成二十九年七月～十一月
ジュニアエコノミークレジットinいちのせき

○租税教育活動

平成二十九年十月十六日(月)
昨年度同様に、部会内で租税教室養成研修会を開催。今年度はシナリオも再構築し、管内小学校九校での租税教室講師を務める。

平成二十九年十一月十三日(月)

租税教育用

下敷きを一関教育委員会と平泉町教育委員会へ寄贈し、管内の小学校六年生全員に配布。



(三十五校、一〇六〇枚・下敷きテーマ「全国の郷土料理が給食に登場してるよ!」)

女性部会

○第十二回全国女性フォーラム鹿児島大会

平成二十九年四月七日(金)
会場：城山観光ホテル
参加者：二六〇〇名(当会より七名)



○総会記念講演

平成二十九年六月二十日(火)
講師：毛越寺貫主 藤里明久氏

○第十九回特別研修の集い・釜石大会

平成二十九年九月二十八日(木)
会場：ホテルサンルート釜石 他
参加者：一二二名(当会より八名)



○被災地復興応援視察研修

平成二十九年十月十八日(水)
女川町方面



○税務研修会

平成二十九年十一月十三日(月)
一関税務署会議室において、吉田税務署長講話と、難波統括官による税制改正等の説明を受けた。

○租税教育活動

平成二十九年十一月十三日(月)小学生を対象に「税に関する絵はがきコンクール」を開催中。
一関市教育委員会を訪問し、小菅教育長へご協力をお願いした。
応募締切日：平成三十年二月十七日(水)

千厩町

第十二回せんまやひなまつり
〜伝えたい、私たちのひなまつり〜

千厩支部 千葉幸男

平成二十年に始まった「せんまやひなまつり」が、昨年で十周年を迎えました。

まちの活性化を願う「蔵サポーターの会」が立ち上げ、四壇のひな壇と参加店二十三店舗、来場者数も一千人でしたが、回を重ねるごとに「千厩の魅力」として市内外へと広まりました。

今では「千厩ひなまつり実行委員会」へと組織が拡大し、全国各地からご寄贈をいただいた二十壇を超えるひな壇と参加店が五十二店舗まで増加したことにより、昨年の来場者数は一万人を超える皆様にご来場いただき、お陰様で「千厩の春の風物詩」として定着してきました。

せんまやひなまつりを開催するにあたり、関係者が心掛けていることは、おもてなしの心を大切に、女性ならではの感性と常に新しいものへの挑戦を忘れずに取り組んでいるということです。



一つひとつが手作りで繊細な飾り付けが、昨年より今年、今年よりも来年と進化を求めつつも、古いものを大切にすることを大事にしていると言います。この気持ちがあるからこそ、見る方を魅了し、ここまで大きなイベントとして広まってきたのだと思います。また、大正ロマン漂う「千厩酒のくら交流施設」を会場とすること

で、よりお雛様が引き立つということもお客様の声も多く聞かれます。

今回で十一回目を迎える「せんまやひなまつり」は、オープニングイベントの「東方落語寄席」をはじめ、ひなまつりマルシェや演奏会、恒例のスタンプリリーなど、数多くのイベントが開催されますので、皆様ぜひお越し下さい。お待ちしております。

【開催期間】

平成三十年二月十二日(日)〜三月四日(日)
十時〜十六時

【会場】

千厩酒のくら交流施設・千厩商店街

【入場料】

二〇〇円(千厩酒のくら交流施設のみ)

川崎町 薄衣の笠松

川崎支部 佐藤高広

この笠松は、アカマツの一種で、樹姿が典型的な笠型を呈しており、その樹形、樹勢ともに良好なうえ、大きき等すべての面において、本県随一のものである。

旧法、史跡名勝天然記念物法(大正八年法律第四十四号)に基づき、大正九年に岩手県令を以って、天然記念物に指定された経緯がある。その後、昭和五十一年に岩手県指定天然記念物に指定される。

一方地元では、樹齢千数百年にして、その昔伊達藩時代、伊達領内の名木として書き上げられ、当時藩公が当地往還の際、これを嘆賞し笠松を青葉城に移植しよう命じた。しかし、移植が容易でないことから、家老職の才知で「いかに天下に比類ない名木といえども、路傍下の松故御館に移植することは如何か」との進言により、移植をとりやめたことから、「見越の松」とも称されたといひ伝えられている。昭和四十二年所有者並びに地元の人々を中心に、笠松保存会を設立し、これの保存に努めてきたが、平成二十六年七月に一号木の衰弱が顕著となり

伐採しなければならなくなり、伐採を前にした七月十三日にお別れ会を行いました。慣れ親しんだ笠松の最後の姿を目にとどめたいと大勢の皆さんが集まって別れを惜しんだそうです。別れを惜しみ書かれた寄せ書きには「幾百年の歴史を刻みし笠松の人々の思いを残し今ここに終わらん」の言葉がありま

した。伐採された松は、一関市役所川崎支所の新築に合わせた活用や地域の子ども達がペダントにするなど、笠松の姿を変えてこれからの地域の様子を見守ることでしよう。

